

## 報告概要「日 EU 関係と人権(2)」

神奈川大学大学院法務研究科教授

阿部浩己

報告は、人権そのものが一番良いツールかという批判的な立場から、ヨーロッパと普遍、そこで生じた人権、EU の人権とその展開・今後、日本の人権、東アジアにおける人権メカニズムへの検討を通じて、人権における日 EU 関係について意見が述べられた。

人権に関して EU は指導的な立場にいるのに対し、日本は対応型である。EU がこのような立場にある理由は、他者に対して法の支配や人権を求めることによって自らもそれを備えている（備えようとしている）という内政へのメッセージをもたせるためである（外政・内政を統合して、統合の力学としての人権を外交で知らしめるため）。普遍であるかどうかは別として、EU は自らが唱える人権を外に発信する以上、EU 自らがこれに取り組みねばならないという形になっている。ひるがえって日本の近代はヨーロッパになることが至上であったが、ここでヨーロッパになりこれとともに世界をつくるのが解なのかという疑問を提示している。

そこでまず、EU 自身が提起する「人権」はどうなるかを検討している。EU はグローバルな規範作りをしているが、同時に EU 内では新たな問題が生じつつある（例：難民・庇護申請者処理水準の劣化、ロマなどマイノリティの処遇、イスラムフォビア）。EU と対等なパートナーとなるには、こうした問題を問う（考える）必要がある。また、対外政策においては法の支配、死刑、人種差別が柱となっていて、社会権への取り組みが脆弱である。

一方、日本に対して EU が求めているものとしては、死刑制度と慰安婦問題がある。前者については、EU から廃止の求めが高まるにしたがい双方の対立が先鋭化している。後者についても EU（欧州議会）から日本への圧力がかかっている。人身売買と捉える EU に対して日本はこの問題を戦争責任と捉えており、日・EU の問題設定、認識のずれが見られる。

その後、「アジアでパートナーがないので EU と協力を」というのでは日本は EU との関係に対等にすることはできないというメッセージとして、東アジア地域人権メカニズムについて敷衍している。近年少しずつ進んでいる ASEAN の動向に対して、東アジアでは人権対話の枠組ができておらず人権にかかる居撃つ認識も醸成されていない。こうした課題にどのようにとりくみ、アジアで共通の価値をつくっていくかが課題になる。

その手始めとして日本ができることとして、①グローバルな国際基準の受け入れ（国際人権条約締結）、②包括的な枠組を作るためにも共通の具体的な人権問題から行動を始める、③ ASEAN のように独立した国内人権機関を通じた横の連携を強化する、④NGO 間の交流・学術交流、⑤法曹に携わる者（その養成過程にある者）に国際的な関心をもたせる、ことを挙げた。これらが EU との人権面でのパートナーシップに大きな影響を与えると考えている。

文責：井上淳（一橋大学経済研究所）。報告者による了承の上、掲載。